

国際日本文化研究センター貴重図書指定要領

〔平成4(1992)年4月 1日 制 定〕
〔令和4(2022)年5月26日 最終改正〕

(趣旨)

第1 この要領は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）が所蔵する図書館資料を貴重図書に指定又は指定を解除するに当たって必要な手続等を定めるものとする。

(指定候補図書の推薦)

第2 センターの教職員は、センター情報管理施設が所蔵する資料のうち、別に定める国際日本文化研究センター貴重図書指定基準（以下「指定基準」という。）に合致すると認められるものについて、所定の手続により貴重図書指定候補図書として推薦することができる。

(指定候補図書に関する調査の依頼及び調査報告)

第3 情報管理施設長は、指定候補図書として推薦された資料について、当該資料が指定基準に合致し貴重図書として適切であるか否かの調査を貴重書指定小委員会に依頼する。貴重書指定小委員会は、指定基準に則し当該資料を調査し、その結果を報告するものとする。

(指定)

第4 情報管理施設長は、貴重書指定小委員会の報告等に基づき、適切な資料を貴重図書に指定する。

(指定の解除)

第5 情報管理施設長は、既に貴重図書として指定されている資料について、正当な理由が認められる場合、その指定を解除する。指定の解除の手続は指定の手続に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4(2022)年5月26日から施行する。